

令和6年度

三鷹市の創業支援を受け、三鷹市内で
創業した(創業後3年以内の)方向け

三鷹市創業等支援補助金

三鷹市の創業支援を受け、三鷹市内で創業した方を対象に、創業に要した経費の一部を補助し、市内创业者の事業の継続を支援します。

補助率

補助対象経費の2/3

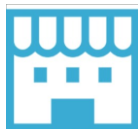
上限 20万円

受付期間

令和6年 6月3日(月)～6月28日(金)【必着】

補助対象経費

創業日の2か月前から令和7年2月末日
までに契約～支払いした以下の経費



事務所・店舗・駐車場
①取得費②建築費③改装費



設備、備品購入費



賃貸借関係費



専門家指導費



広告宣伝費

補助対象者
選定方法

審査委員会の審査により、事業計画などについて書類審査と面接審査を実施します。上位6者程度を補助対象者として選定します。

<お問い合わせ>

三鷹市生活環境部生活経済課商工労政係

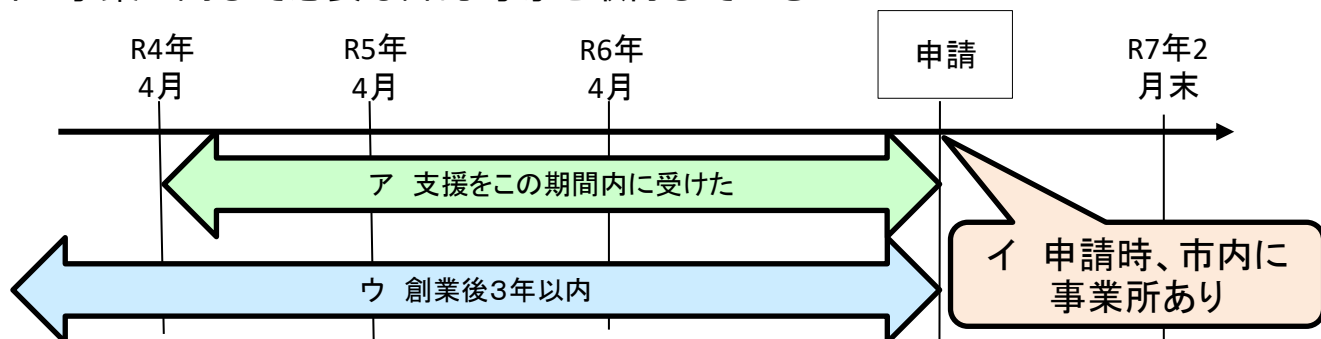
TEL: 0422-29-9615

午前8:30～午後5:00(土日祝除く)

対象者や審査基準など
詳しい要件は中面へ

以下のア～オを満たす方

- ア R4.4から申請日の前日までに、**創業支援関係機関による支援**を受けた(注1)
- イ **三鷹市内に事業所**がある(注2)
- ウ 申請日時点で**創業後3年以内**である
- エ 申請日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある
- オ 事業に関して必要な許認可等を取得している



対象外

- フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗特殊営業
- 三鷹市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者
- 3年以上前から別の事業を営んでいる方
- 3年以上前から個人事業を営んでおり、新たに法人成りした方
- 過去に「三鷹市創業等支援補助金」の交付を受けた方

注1 「創業支援関係機関による支援」とは

三鷹市内の創業に関する相談やセミナーなど、以下の支援が該当します。

- ★コーディネーター相談（まちづくり三鷹）
- ★みたか起業塾（まちづくり三鷹）
- ★創業相談（三鷹商工会）
- ★創業塾（三鷹商工会）
- ★三鷹「まち活」塾（三鷹ネットワーク大学推進機構、三鷹市市民協働センター）
- ★みたか身の丈起業チャレンジ（三鷹ネットワーク大学推進機構）
- ★みたかビジネスプランコンテスト（まちづくり三鷹）
- ★創業資金融資あっせん（三鷹市）

注2 「事業所」とは

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則次の要件を備えているものをいいます。

- 1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- 2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

【例】店舗、工場、事務所、営業所など（社宅や社員駐車場、自社倉庫等は除外）

※フリーランス等で、店舗、事務所等を持たない事業者は、住民登録地が事業所となります。

補助対象経費

契約から支払いまでの一連の手続きが、補助対象期間内（**創業日の2か月前から令和7年2月28日(金曜日)まで**）に行われる以下の経費

項目	内容
 建築費、改装費等	事業に使用する三鷹市内の土地及び建物（事務所・店舗等）の取得費や建築費、改装費。 例）店舗の内装工事費など
 設備、備品購入費	三鷹市内の事務所・店舗等に設置、利用する設備と備品の購入費。一括で会計処理できる経費（配送費や組立・据付工事費用）も対象。 例）PC、コピー機、レジ、厨房機器など
 賃貸借関係費	事業に使用する三鷹市内の土地及び建物（事務所・店舗等）の賃借料や共益費(管理費)（3か月分以内）。備品等のリース代は除く。 事業に使用する三鷹市内の土地及び建物（事務所・店舗等）の賃貸借契約に関する仲介手数料と礼金。敷金、保証金は対象外。
 専門家指導費	創業に関し外部専門家等に相談し助言・指導を受けた際に報酬として支払った経費等。顧問契約費用は対象外。
 広告宣伝費	販路開拓や顧客獲得を目的とした広告宣伝（パンフレット作成、ホームページ作成、展示会出展、切手・はがきの購入等）に関する経費。 例）ホームページ作成費（レンタルサーバー代含）など
対象外	➢ 人件費、事務用消耗品や日用消耗品購入費 ➢ 通信費、電話回線費用 ➢ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社、代表者及び役員の親族が経営する会社等との取引 ➢ 国や三鷹市を含む地方公共団体等からの補助金等を受ける経費

審査について

審査委員会により、書類審査と面接審査を実施します。**面接審査は代表者の方の出席が必要です。予め面接日をご確認の上ご申請ください。**

- ・ **書類審査**：提出書類である事業計画書（所定の様式）を審査し、予算額に応じた上位者を選定します。
- ・ **面接審査**：書類審査で選定された方に、**8月22日（木）**に面接審査を実施します。事業計画や事業の進捗状況などを説明いただき、上位6者程度を選定します。

審査基準

- ◆事業内容・・・新規性・独創性はあるか、製品・商品・サービス内容の完成度 など
- ◆事業の妥当性・・・事業計画・事業規模は妥当か、対象市場における理解度・適応性 など
- ◆事業の継続性・・・今後のビジョン・目標が明確か、事業の継続性はあるか など
- ◆事業の収益性・・・資金の調達や売上・利益計画は妥当か、収益性はあるか など
- ◆三鷹市（地域）貢献度・・・地域活性化・地域経済への波及度 など

提出書類

各1部ご用意ください。代理申請の場合は委任状をご用意ください。

書類	内容
参加申込書	市所定の様式。市HPよりダウンロード可能。
事業計画書（別紙1）	市所定の様式。市HPよりダウンロード可能。
補助対象経費内訳書（別紙2）	市所定の様式。市HPよりダウンロード可能。
三鷹市内での創業を確認できる書類（写し）	・法人は履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの） ・個人事業主は開業届（税務署受付印のあるもの） ※事業所所在地が、上記の書類と異なる場合は、別途、事業所所在地が分かる書類を添付してください。（例：営業許可証の写し、パンフレット、ホームページの画面コピーなど）
許認可証（写し）	許認可等が必要な事業を営む方のみご用意ください。
経費の内容を確認できる書類（写し）	経費の内容・金額が確認できる見積書、契約書等の写し ※既に対象経費を支払い済みの場合は、経費の内容・金額・支払日・支払者が分かる領収書、請求書、通帳等の写し



申請方法

令和6年6月3日(月)から6月28日(金)までに、以下の方法で申請ください。

- ①郵送 : 提出書類を揃えて、〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
三鷹市生活経済課商工労政係（創業支援担当）宛に「簡易書留」にて送付ください。（締切日の当日必着）
- ②窓口提出 : 提出書類を揃えて、**三鷹市役所第二庁舎2階 生活経済課窓口**に提出ください。（窓口受付時間は8:30～17:00、休日は除く）

申請から補助金の交付まで

- **書類審査(7月)**…審査委員会が、提出書類の内容の審査を実施
- ↓
- **結果通知の送付(8月上旬頃)**…市から、書類審査の選考結果を書面で通知
- ↓
- **面接審査(8月22日(木))**…審査委員会が、事業計画などの審査を実施
※面接審査は代表者の方の出席が必要です。予め面接日のご予定をご確認の上ご申請ください。
- ↓
- **交付決定(9月上旬頃)**…市が審査結果を通知し、選定者に対して交付を決定
- ↓
- **実績報告(3月上旬頃)**…選定者は、2月末までの事業報告及び経費の支払状況を報告
- ↓
- **補助金の振込(3月下旬頃)**…申請者の指定口座に市から補助金を振込

補助金採択者の公表について

審査結果が確定しましたら、補助金採択者について、法人名・屋号、代表者名、事業概要などを市ホームページで公表します。